

や

ま

く

ら

通信

若者版

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

令和6年10月16日

-第76号-

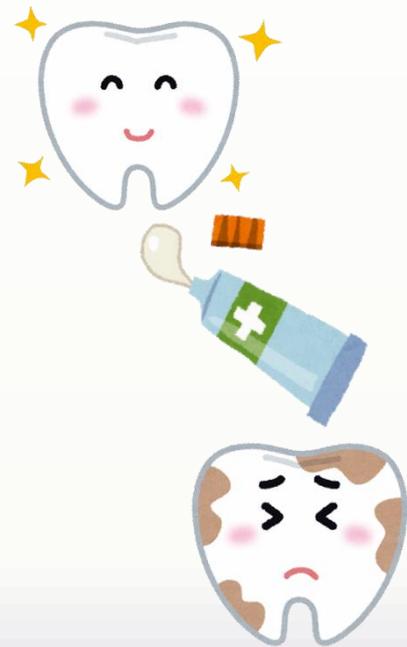
消費生活トラブル情報

注目!

「セルフエステ」の契約トラブルに注意!

## 相談事例

歯のセルフホワイトニングの無料体験のため、店舗に出向いた。体験後に「継続して契約しないか」と勧誘を受けた。「今すぐ決められない」と言うと、担当者より「今考えて」「絶対お得」などと言われ、契約した。帰宅後にやはり解約したいと思い、メールでクーリング・オフ通知を出したが、事業者からは「クーリング・オフ対象の取引ではない、解約するなら違約金を請求する」との返信があった。



## アドバイス

- エステティシャンが施術を行う、いわゆるエステティックサロンでは、特定商取引法が適用され、一定の条件を満たせばクーリング・オフができます。しかし、「セルフエステ」は、自身でエステ機器等を使用するため、一般に同法の対象外と解されており、クーリング・オフや契約書の交付義務、中途解約のルール等は適用されません。
- 無料体験のつもりで出向いて、強引と感じる勧誘を受けても契約の必要がない場合やもう少し検討したいと思ったらその場で契約せずにきっぱりと断りましょう。また、契約する際は、**契約期間や違約金の有無など契約内容をよく確認する**ようにしましょう。
- 困ったときは、お近くの**消費生活センター**に相談しましょう。



山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

お知らせ

# 令和6年度『消費者啓発の標語』 入選作品が決定しました！



自分で考え行動する「自立した消費者」が主役となる社会の実現を目指し、消費生活の問題を考えるきっかけづくりを目的に募集した「消費者啓発の標語」について、本年度の入選作品を次のとおり決定しました！ご応募ありがとうございました。（過去最高の2, 121作品の応募がありました。）

## 最優秀賞

<消費のSDGs啓発部門>

いつ食べる？ 今日食べるなら 手前どり

かたがみ あいか

野田学園中学校2年 片上 愛可 さん

<18歳から大人！成年年齢引下げ啓発部門>

ちょっと待て 即決せずに 一呼吸

さたけ なるみ

下関双葉高等学校3年 佐竹 成美 さん

<高齢消費者被害防止啓発部門>

まず相談 絶対しないで 即入金

くわむら なぎと

岩国工業高等学校3年 桑村 凧音 さん

## 優秀賞

<消費のSDGs啓発部門>

「買えるだけ」から「食べるだけ」少し意識を変えるだけ

下関南高等学校2年

はやし まさき

林 真生 さん

<18歳から大人！成年年齢引下げ啓発部門>

18歳「初耳」「知らない」通じない

柳井学園高等学校2年

おおひら のあ

大平 乃愛 さん

<高齢消費者被害防止啓発部門>

もうかる話 人に勧める 訳がない

平生町

さなか よしお

佐中 芳夫 さん

## 佳作

<消費のSDGs啓発部門>

「いまさら」を「今から」にする SDGs

柳井市

やまもと りく

山本 理久 さん

<18歳から大人！成年年齢引下げ啓発部門>

悩まずに 困ったときには すぐ188(いやや)

柳井市

やまもと こう

山本 晃央 さん

<高齢消費者被害防止啓発部門>

戻らない ATMで 還付金

野田学園中学校2年

ほりのうち ひなた

堀之内 陽 さん

## 消費者ホットライン「188番」

お住まいの地域の〒(郵便番号)が

分かる ①  
郵便番号(7桁)を入力

分からない ②  
お住いの地域を選択  
(固定電話の場合のみ)

お住いの地域の相談窓口または  
山口県消費生活センター等に繋がります

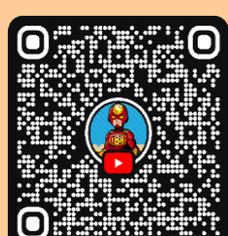
## SNSでの情報発信



LINE



X (旧Twitter)



YouTube